

国土交通省における 主な犯罪被害者等施策の取組

令和8年5月22日
国土交通省

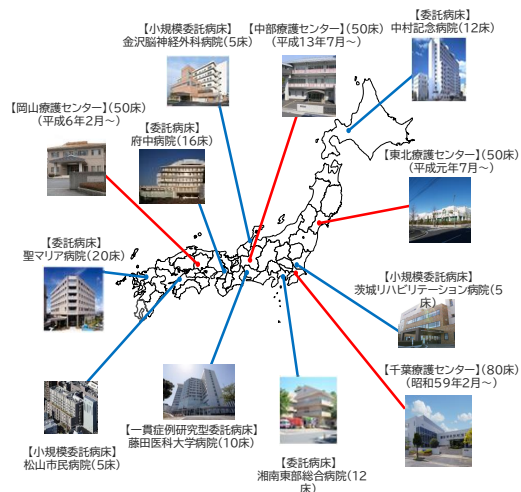
- 国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して被害者救済対策を実施。
- 法令に定められた一部の業務は独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)にて実施。

被害者救済対策 【自賠法第77条の2第1号】

重度後遺障害者への支援

○療護施設の設置・運営

最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院(入所)協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院や施設に入院・入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和8年3月現在)>

協力病院:200箇所、協力施設:154箇所

○自動車事故被害者受入環境整備事業

重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等で生活することができるようグループホーム等の新設・受入体制の確保・維持を支援

○社会復帰促進事業

高次脳機能障害を把握する病院、生活の場となる地域との関係構築に必要とされる自立訓練事業所の取組を支援

事故の相談・解決

- (公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談

遺族等への支援

- 交通事故被害者ノート等の作成配布
- 被害者団体等による相談支援の実施

交通遺児への支援

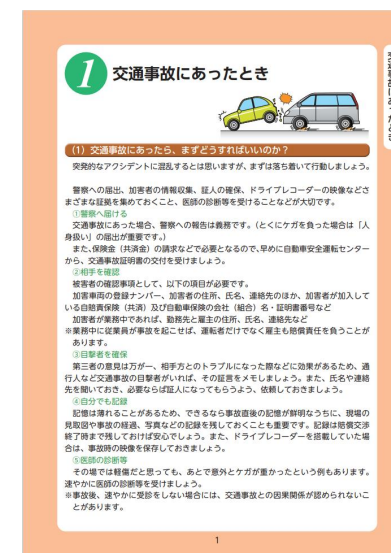
- (公財)交通遺児等育成基金による育成給付金の支給
- ナスバによる生活資金の無利子貸付
- 「交通遺児友の会」を設置し、友の会の集いや絵画・書道・写真のコンテストを開催

概要

国土交通省では、交通事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレット「交通事故にあったときには」の作成及び関係各所への配布を平成26年度より実施しています。順次改定を行い、自動車事故被害者への情報提供の充実を図っています。

主な配布先

- ナスバ本部及び主管支所・支所
- 日弁連交通事故相談センター本部・支部
- 地方運輸局及び運輸支局等
- ナスバ相談支援実施団体・その他相談支援団体
- 各都道府県・政令市・特別区・中核市
- 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
- 交通遺児等育成基金及び交通遺児育英会
- 紛争処理機構、保険会社等
- 法テラス本部及び各都道府県支部
- 各都道府県警察本部及び警察署
- 自動車安全運転センター本部及び各地方事務所
- 地方検察庁



内容については、国土交通省HPから閲覧可能です。冊子を必要とされる場合は、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室をご案内ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000123.html>



概要

国土交通省では、被害者団体等のご協力の下、自動車事故被害者ご本人やそのご家族が各支援団体等と早期につながることで、様々な支援を知っていただくこと、事故の概要等を記録することで受けた被害を繰り返し説明することを防ぐことを目的として、令和4年度より交通事故被害者を対象とした「交通事故被害者ノート」を作成し、関係各所へ配布しています。

主な配布先

- ナスバ本部及び主管支所・支所
- 日弁連交通事故相談センター本部・支部
- 地方運輸局及び運輸支局等
- ナスバ相談支援実施団体・その他相談支援団体
- 各都道府県・政令市・特別区・中核市
- 法テラス本部及び各都道府県支部
- 公益財団法人全国被害者支援ネットワーク
- 交通遺児等育成基金



交通事故被害者ノートの表紙とA-3、A-4のページが示されています。

表紙には「交通事故被害者ノート」というタイトルがあり、中央には交通事故のイラストが描かれています。

A-3. 相手方の車両及び相手方
 交通事故の場合は、相手方の車両のナンバー、色などの情報は、警察の捜査で非常に重要な情報となります。また、相手方に治療費などを請求する場合に相手方の連絡先等の情報が必要となりますので、相手方の情報を記録していきましょう。

1) 相手方の車両の特徴(色、ナンバー、形(セダン、ワゴンボックスなど)、大きさなど)。

2) 相手方の情報。
 名前:
 生年月日:年.....月.....日 性別: 年齢(年代):
 住所(願ひところ): 電話番号:
 勤務先、通学先名:
 勤務先、通学先住所:

3) 相手方側の弁護士。
 所属:
 名前:
 連絡先:

4) 相手方側の保険会社。
 会社名:
 担当者:
 連絡先:

A-4. 交通事故証明書
 交通事故にあったことを公的機関が唯一証明する書面に、自動車事故安全運転センターが発行する「交通事故証明書」があります。交通事故に関する様々な手続きにおいて、交通事故にあったことを証明できるので、必ず交付を受けましょう。

○ 人身事故の発生、事故発生から5年が経過すると、原則として交通事故証明書は交付されません。交通事故発生後には必要でなくても、同事故後新たな被害を受けるための申請が必要となる場合がありますので、交通事故証明書は取得しておくことをお勧めします。

内容については、国土交通省HPから閲覧可能です。ノートを必要とされる場合は、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室をご案内ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000123.html>



犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いについて、積極的に検討すること等を要請する通知を発出するとともに、その通知の内容について、全国の自治体に対して定期的に周知を行っている。

【犯罪被害者等の公営住宅への入居について（平成17年12月26日国住総第137号 住宅局長通知）】
（令和5年3月24日国住備第400号 住宅局長改正通知）

（通知の概要）

- 地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、**事業主体の判断により優先入居が可能**であるため、犯罪被害者等基本法第16条の趣旨を踏まえ、**積極的に検討**すること。
- 犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、**保証人の確保を求めない**など配慮すること。
- 本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金適正化法第22条の規定に基づく承認を得た上で、公営住宅を**目的外使用することが可能**であること。
- 二次的被害の防止等の観点から、従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅へ入居する場合が想定されるため、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努めること。そのため、**都道府県は管内市町村及び他都道府県と緊密な連携を取りつつ、犯罪被害者等からの居住の安定確保への要望に適切に対応すること。**
- 優先入居及び目的外使用の実施に当たり、**各都道府県警察及び検察当局等関係機関との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図ること。**特に**被害直後等の犯罪被害者等への情報提供については、関係機関の協力を得つつ、積極的に対応すること。**

（優先入居の方法）

- ①**戸数枠設定方式**：募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ②**倍率優遇方式**：優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ③**ポイント方式**：住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）

犯罪被害者支援に係る住宅部局と警察部局等との連携事例

住宅部局と警察部局等との連携の具体例としては以下の取組が挙げられる。

- ・ 犯罪被害者支援パンフレットへの公営住宅の優先入居等に関する記載
- ・ 警察部局主催の犯罪被害者連絡協議会への住宅部局の参加

事業主体	具体的な取組み
北海道	犯罪被害者等の道営住宅への入居について、道警察本部及び各警察署担当窓口以案内を設置。
宮城県	犯罪被害者支援のためのパンフレットに県営住宅入居の問合せ先を記載。
東京都	警視庁発行「被害にあわれた方へ」に優先入居制度について記載。警察部局との連携を図る。
長野県	県警や犯罪被害者支援団体で構成する「犯罪被害者支援連絡協議会」へ優先入居等の制度について情報提供を実施。
愛知県	県営住宅の入居申込案内書に犯罪被害者が優先入居の対象である旨を記載。
川崎市	関係部局において、警察や犯罪被害者本人にヒアリングを実施し、市営住宅のあっせんが必要な場合、一時使用住居を提供。



宮城県: 犯罪被害等の相談窓口パンフレット



東京都: 警視庁発行「被害にあわれた方へ」